

令和2年度第2回 最上地域福祉有償運送運営協議会議事録

会議名	令和2年度第2回 最上地域福祉有償運送運営協議会
開催日	令和3年1月25日(月)まで報告書提出
開催方法	書面開催
報告者	新庄市民生委員児童委員協議会連合会笹原会長 ほか委員22名
1 提出者	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回の協議会は書面開催とされた。</p> <p>合意・不合意の意志については、「協議事項報告書」郵送、ファクスで1月25日まで提出してもらう方法とした。</p> <p>構成員30名のうち23名からの報告書提出があり、過半数の提出があったので、本運営協議会の議決として有効に成立する。</p>
2 協議事項	<p>(1) 福祉有償運送に係る更新登録の協議</p> <p>①社会福祉法人新庄市社会福祉協議会に関する協議 合意23、不合意0</p> <p>②特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとうに関する協議 合意23、不合意0</p> <p>(2) 福祉有償運送に係る対価変更の協議</p> <p>①生活協同組合共立社に関する協議 合意23、不合意0</p>
3 協議結果	<p>社会福祉法人新庄市社会福祉協議会、特定非営利活動法人福祉オープンハウスこんぺいとう、生活協同組合共立社に関する協議事項について、過半数の賛同を得て合意とされた。なお、質問に対する回答は別紙にまとめ、各委員に郵送する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和2年度第2回「最上地域福祉有償運送運営協議会」（書面開催）に関する意見等

報告・協議事項	御意見、御質問	回答事項
協議事項 (1)福祉有償運送に係る更新登録の協議		
①社会福祉法人新庄市社会福祉協議会について	<p>(いずれの意見も両者共通)</p> <p>①旅客の範囲や運送の区域などの確認をお願いしたい。</p> <p>②旅客の名簿(参考様式第イ号)と身体状況等態様ごとの会員数(第ロ号)の様式が従来のもので違っているが、様式の改正があったものか。</p> <p>③今回の制度改正の一覧があるといい。今後の協議会では運輸支局より制度改正や新たな通達等が出た際に説明をしていただきたい。</p>	<p>①旅客の範囲については、障がい者手帳の所持又は要介護・要支援認定の証書で確認されています。運送の区域は、両団体とも新庄市であることを確認しています。</p> <p>②令和2年11月27日付け国自旅第317号(国交省自動車局長通知)により様式改正が行われています。</p> <p>③今回の制度改正は主に要介護認定の基本チェックリスト該当者(要介護・要支援に至らない高齢者)を対象とすることに伴うものです。なお、協議会で制度改正等の説明を行うことについては、各委員及び運輸支局担当者とも相談していきます。</p>
②特定非営利活動法人福祉オープンハウスこんぺいとうについて	<p>④協議資料P1の最下段の「事業者」は「実施団体」とすべき。</p> <p>⑤福祉自動車以外の自動車を使用する場合は「介護福祉士の登録証の写し」「道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習の終了証の写し」等が必要となるので、更新登録申請時に添付されたい。</p>	<p>④第1回協議会の際に御指摘いただいた事項です。事務局において修正漏れがありました。(その他の欄は修正しております。)</p> <p>⑤地域協議会は合意形成の協議の場であるため、これら資料は事務局が確認し協議資料への提出を一部省略していますが、運輸支局への更新登録申請の際には証の写しを添付します。</p>
(2)福祉有償運送に係る対価変更の協議		
①生活協同組合共立社について	—	—